

令和7年3月26日

報道発表資料

川崎市（環境局）

市役所における脱炭素化の取組を強化します！ ～公共建築物に環境配慮基準を導入し、市役所の脱炭素化を加速～

川崎市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づき様々な取組を推進しているところですが、市役所における脱炭素化の取組を強化することを目的に、本市が新築等を行う公共建築物等に対して、①太陽光発電設備の導入、②建築物のZEB化水準、③電気自動車等用充電設備の設置の3つの基準を定める「市公共建築物等における環境配慮基準」を策定しました。

1 「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」の構成

■【基準①】市公共建築物における太陽光発電設備設置基準

市公共建築物を「新築、増築又は改築」する際に、設置可能な最大量の太陽光発電設備を導入することを定めた基準

■【基準②】市公共建築物におけるZEB化基準

市公共建築物を「新築又は改築（建築物の全部を除却又は滅失した後の改築に限る。）」する場合に、建築物のエネルギー消費性能を、ZEB Ready以上とする基準

※ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物です。

■【基準③】市公共建築物等の駐車区画における電気自動車等用充電設備設置基準

市公共建築物等の駐車区画のうち、「新築する建築物等」、「増築又は改築等により面積や区画数が増加する建築物等」及び「管理運営主体又は管理運営手法を更新する建築物等」について、駐車区画の10%以上に電気自動車等用充電設備の設置を定める基準

2 施行日

■令和7年4月1日（火）

3 環境配慮基準の概要

環境配慮基準の概要につきましては、添付の「川崎市公共建築物等における環境配慮基準の概要」を御覧ください。

なお、基準本編につきましては、川崎市HPで公表いたします。

(URL <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174788.html>)



【問合せ先】

■基準①及び②に 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 福田
関すること 電話：044-200-2956

■基準③に関する 川崎市環境局環境対策部地域環境共創課 喜多
こと 電話：044-200-2505

「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」の概要

1 「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」策定の趣旨

本市においては、平成25年度に「市建築物における環境配慮標準」を策定（令和元年度改定）し、市公共建築物の新築等に際し、環境配慮技術の導入を検討するよう運用してきましたが、環境配慮技術の導入を義務付ける基準はない状況にありました。

こうしたことから、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に定める2030年度の目標達成に向けて、市役所自らが市民・事業者の模範となり、脱炭素化の取組を強化することを目的として、これまでの「市建築物における環境配慮標準」に代えて、あらたに「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」を策定し、新築公共建築物等への太陽光発電設備の導入など3項目について基準を定めました。

2 「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」概要（施行日：令和7年4月1日）

主な項目	太陽光発電設備設置基準	建築物のZEB化基準	電気自動車等用充電設備設置基準
①対象建築物等	新築等（新築、増築及び改築）を行う市公共建築物	新築及び改築（建築物の全部を除却又は滅失した後の改築に限る。）する市公共建築物	市公共建築物の駐車区画のうち、以下に該当するもの ・新築する市公共建築物の駐車区画 ・増築又は改築等により敷地面積や区画数が増加する駐車区画 ・管理運営主体又は管理運営手法を更新する駐車区画（指定管理施設における指定管理者の更新、駐車場貸付事業者の契約更新等）
②内容	- 床面積の合計（増改築の場合は当該増改築部分の床面積の合計）が2,000㎡以上の場合には設置義務制度に基づき太陽光発電設備を設置すること。ただし、設置基準量の上限については、「<u>設置可能な最大量</u>」とすること。 - 床面積の合計（増改築の場合は当該増改築部分の床面積の合計）が2,000㎡未満の場合、「<u>設置可能な最大量</u>」の太陽光発電設備を設置すること。 - 太陽光発電設備で発電した電力は、<u>原則として自家消費</u>とすること。	- 原則、<u>ZEB Ready</u>以上（再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減）とすること。 - 個別案件ごとに基本設計着手前までに、「<u>ZEBの実現可能性調査等（ZEBランクごとのコスト、ZEB化の効果等を含めたZEBの実現可能性調査）を実施</u>」すること - 調査の結果、ZEB Ready以外のランクとした方が、より効果的かつ合理的だと判断できる場合は、<u>最適なZEBランクとすることも可</u>とする。	<u>電気自動車等用充電設備を整備すること</u> ・充電設備：原則、 <u>駐車区画の10%</u> （上限10基） ・配管等設備：原則、 <u>駐車区画の20%</u> （上限20基 新築のみ）
③除外規定	- 設置義務制度の除外規定に該当するもの（文化財の原形を再現する建築物、仮設建築物等） - 施行日において、既に実施設計の段階にあるもの 等	- 建築物省エネ法の除外規定に該当するもの（居室を有しない建築物、高い開放性を有する建築物等） - 施行日において、既に基本設計の段階にあるもの - 住宅、共同住宅等の住居施設 等	- 駐車区画が市所有でない場合 - 機械式駐車場など技術的に充電設備の設置が困難な場合 - 駐車区画の規模や用途等の状況を踏まえ基準の適用が適当でない場合 - 施行日において、既に実施設計や指定管理者等の公募の段階にあるもの 等